# 結果の概要

# I 地方更生保護委員会

### 1 仮釈放等審理等の開始及び終了

### (1) 審理の開始人員(I 地方更生保護委員会(以下記載を省略。)の2表参照)

平成 30 年において,全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数(移送を除く。)は17,982人である。このうち、当年開始人員は15,198人、前年繰越人員(前年末現在審理中人員)は2,784人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が84.3%(小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。)、前年繰越人員が15.4%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、ほぼ横ばいであったが、平成 19 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、同 24 年、同 27 年は微増したものの、同 28 年以降は再び減少している。また、少年院仮退院審理は、おおむね減少傾向にある。

	種別	平成18年	19	20	21	22	23	24
	総数	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787
人	仮釈放	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310
	うち,一部猶予	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••	•••	•••	•••	•••	•••
	仮出場	_	_	_	_	_	_	_
	少年院仮退院	4,752	4,327	3,919	3,999		•	3,476
_	うち、SE・SA対象者	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018	936	907
員	- , , , - , - , - , -	_	-	1	-	1	_	_
	婦人補導院仮退院		_	_	_	_	1	1
指	総数	100	98	93	90	88	86	87
	<b>仮釈放</b>	100	100	96	92	89	89	90
N/A	少年院仮退院	100	91	82	84	82	76	73
数	うち, SE・SA対象者	100	94	81	82	71	65	63
	4£ DI	0.5	0.0	9.7	0.0	20	20	
	種 別	25	26	27	28	29	30	構成比(%)
	種 別 総 数	25 18,981	26 18,083	27 17,988	28 17,059	29 16,709	30 15,198	構成比(%)
	総数	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709	15,198	100.0
人	総 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場	18,981 15,594 	18,083	17,988 15,118 	17,059 14,351 5	16,709 14,289	15,198 13,053	100.0 85.9
人	総 仮釈放 うち, 一部猶予 仮出場 少年院仮退院	18,981	18,083 14,967  - 3,115	17,988	17,059 14,351 5	16,709 14,289 548 - 2,419	15,198 13,053	100.0 85.9 7.8 - 14.1
人	総 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者	18,981 15,594 	18,083 14,967 	17,988 15,118 	17,059 14,351 5	16,709 14,289 548	15,198 13,053 1,186	100.0 85.9 7.8
人員	総 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者 少年院退院	18,981 15,594  - 3,387	18,083 14,967  - 3,115	17,988 15,118  – 2,870	17,059 14,351 5 - 2,708	16,709 14,289 548 - 2,419	15,198 13,053 1,186 - 2,145	100.0 85.9 7.8 - 14.1
	総 数 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者 少年院退院 婦人補導院仮退院	18,981 15,594  - 3,387 788 -	18,083 14,967  - 3,115 695 -	17,988 15,118  - 2,870 648 -	17,059 14,351 5 - 2,708 499 -	16,709 14,289 548 - 2,419 407 -	15,198 13,053 1,186 - 2,145 380 -	100.0 85.9 7.8 - 14.1
	総 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者 少年院退院 婦人補導院仮退院 総 数	18,981 15,594  - 3,387 788 - - - 83	18,083 14,967  - 3,115 695 - 1 79	17,988 15,118  - 2,870 648 - - 79	17,059 14,351 5 - 2,708 499 - - 75	16,709 14,289 548 - 2,419 407 - 1 73	15,198 13,053 1,186 - 2,145 380 - - 67	100.0 85.9 7.8 - 14.1
	総 数 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者 少年院退院 場人補導院仮退院 総 数 仮釈放	18,981 15,594  - 3,387 788 - - - 83 86	18,083 14,967  - 3,115 695 - 1 79 83	17,988 15,118  - 2,870 648 - - 79 84	17,059 14,351 5 - 2,708 499 - - 75 79	16,709 14,289 548 - 2,419 407 - 1 73 79	15,198 13,053 1,186 - 2,145 380 - - - 67 72	100.0 85.9 7.8 - 14.1
	総 数 仮釈放 うち,一部猶予 仮出場 少年院仮退院 うち,SE・SA対象者 少年院退院 婦人補導院仮退院 総 数 仮釈放 少年院仮退院	18,981 15,594  - 3,387 788 - - - 83	18,083 14,967  - 3,115 695 - 1 79	17,988 15,118  - 2,870 648 - - 79	17,059 14,351 5 - 2,708 499 - - 75	16,709 14,289 548 - 2,419 407 - 1 73	15,198 13,053 1,186 - 2,145 380 - - 67	100.0 85.9 7.8 - 14.1

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

- (注)1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ。)。
  - 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
  - 3 2表参照

## (2) 審理の終結人員 (2表参照)

平成30年において,全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数(移送を除く。)は15,647人であり,前年に比べ999人減少している。その内訳は第2表のとおりであり,審理の終結事由別に見ると,仮釈放等を許す旨の決定(表においては「許可」と表示。以下「許可決定」と

いう。) を受けた人員は 14,450 人(終結人員総数の 92.3%),許可しない旨の判断がされた人員は 1,196 人(同 7.6%), うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 607 人(同 3.9%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.8% となっている。

許可しない(取下げ 許可しない 許可しない 種 別 総 数 許 可 その他 なし)」人員の比率 (取下げなし) (取下げあり) 総 数 15,647 14,450 589 607 1 3.8 仮釈放 13,463 12,273 587 602 1 4.4 うち,一部猶予 1,147 1,085 7 55 0.6 仮出場 2 少年院仮退院 2,177 2,184 5 0.1 うち, SE·SA対象者 382 382 少年院退院 員 婦人補導院仮退院 構 数 100.0 92.3 3.8 3.9 0.0 100.0 成 仮釈放 91.2 4.4 4.5 0.0 比 うち,一部猶予 100.0 94.6 0.6 4.8 仮出場 . . . 少年院仮退院 100.0 99.7 0.2 . . . 0.1うち, SE・SA対象者 100.0 100.0 ...

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

## (3) 許可決定人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

	種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
	総数	18,158	17,225	16,832	16,099	15,429	14,450	100.0
人	仮釈放	14,731	14,119	13,945	13,397	13,006	12,273	84.9
	うち,一部猶予		•••	•••	_	364	1,085	7.5
	仮出場	_	_	_	_	_	_	_
	少年院仮退院	3,427	3,105	2,887	2,702	2,422	2,177	15.1
	うち, SE・SA対象者	790	713	635	506	413	382	2.6
員	少年院退院	_	_	_	_	_	_	_
	婦人補導院仮退院	_	1	_	_	1	_	
指	総数	100	95	93	89	85	80	•••
	仮釈放	100	96	95	91	88	83	•••
	少年院仮退院	100	91	84	79	71	64	•••
数	うち, SE・SA対象者	100	90	80	64	52	48	•••

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

(注) 2表参照

## (4) 許可しない (取下げなし) 人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、 第4表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成27年以降はおおむね増加傾向にある。

<sup>2 2</sup>表参照

第4表 仮釈放等審理の許可しない(取下げなし)人員の推移

	種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
	総数	288	252	359	501	597	589	100.0
人	仮釈放	284	252	359	496	596	587	99.7
	うち,一部猶予		•••		_	1	7	1.2
	仮出場	_	_	_	_	_	_	_
	少年院仮退院	4	_	_	5	1	2	0.3
員	うち, SE・SA対象者	1	_	_	_	_	_	_
	婦人補導院仮退院	_	_	_	_	-	_	
指	総数	100	88	125	174	207	205	•••
	仮釈放	100	89	126	175	210	207	•••
数	少年院仮退院	_	_	_	_	_	_	•••

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は,第5表のとおりである。 平成30年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.8%(前年は3.6%)となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

<del></del> 種	別	平成25年	26	27	28	29	30
総数		1.5	1.4	2.0	2.9	3.6	3.8
仮釈放		1.8	1.7	2.4	3.4	4.2	4.4
うち, -	一部猶予		•••	•••	_	0.3	0.6
少年院位	反退院	0.1	_	_	0.2	0.0	0.1
うち, S	E·SA対象者	0.1	_	_	_	_	_

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員/(許可決定人員+許可しない決定人員)×100により算出した。

## (5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況 (19表, 21表参照)

平成30年における仮釈放許可決定人員12,273人のうち、定期刑の執行を受けた者は12,249人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合(以下「刑の執行率」という。)を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.6%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執	行すべき刑期	総数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
	総数	12,249	4	167	2,404	5,623	4,051
人	1年以内	950	_	7	129	504	310
	2年以内	4,464	3	66	1,017	2,312	1,066
	3年以内	3,813	_	57	869	1,698	1,189
員	5年以内	2,096	_	30	331	871	864
-	5年を超える	926	1	7	58	238	622
構	総数	100.0	0.0	1.4	19.6	45.9	33.1
成	1年以内	100.0	-	0.7	13.6	53.1	32.6
比	2年以内	100.0	0.1	1.5	22.8	51.8	23.9
$\widehat{}$	3年以内	100.0	-	1.5	22.8	44.5	31.2
%	5年以内	100.0	_	1.4	15.8	41.6	41.2
	5年を超える	100.0	0.1	0.8	6.3	25.7	67.2

(注) 19表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成25年	26	27	28	29	30
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	0.0	_	_	0.0
$60 \sim 69\%$	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.4
$70 \sim 79\%$	19.7	18.5	17.9	17.8	17.9	19.6
80~89%	47.7	47.2	46.7	47.7	45.5	45.9
90%以上	31.3	33.2	34.3	33.4	35.3	33.1

(注) 19表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第 8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総	数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成25年		10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26		6	_	_	1	-	-	_	_	_	_	5
27		13	1	_	_	_	_	_	_	_	1	11
28		9	1	_	_	_	_	_	_	_	_	8
29		12	1	1	_	_	_	-	_	_	_	10
30		12	1	_	_	_	_	1	_	_	_	10

(注) 1 仮釈放を取り消され,再び刑の執行を受けた場合の在所期間は,その取消し後に執行した期間による。

2 21表参照

## 2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (23 表参照)

平成30年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は462人(前年は479人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が402人(同434人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が60人(同45人)である。

審理を再開した人員は 450人(前年は 466人),審理を再開しなかった人員は 3人(同9人)であり、 そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 1人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 196 人、許可しない旨の判断がされた人員は 234 人である。

## 3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (25表参照)

平成30年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。)の開始人員総数は1,373人(前年は1,505人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが557人(開始人員総数の40.6%)、保護観察停止が207人(同15.1%)、保護観察停止解除が88人(同6.4%)、戻し収容が5人(同0.4%)、少年院仮退院中の退院が367人(同26.7%)、保護観察仮解除が140人(同10.2%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

	種別	平成25年	26	27	28	29	30
	総数	1,978	1,991	1,882	1,745	1,505	1,373
	仮釈放取消し	671	666	673	633	571	557
人	保護観察停止	244	253	256	244	232	207
	保護観察停止解除	104	112	120	114	90	88
	保護観察停止取消し	_	1	1	1	_	_
	不定期刑終了	_	1	_	_	_	_
	戻し収容	19	9	11	13	10	5
員	退院	637	675	584	525	427	367
	保護観察仮解除	289	267	229	211	169	140
	保護観察仮解除取消し	14	7	8	4	6	9
	総数	100	101	95	88	76	69
	仮釈放取消し	100	99	100	94	85	83
指	保護観察停止	100	104	105	100	95	85
	保護観察停止解除	100	108	115	110	87	85
	戻し収容	100	47	58	68	53	26
数	退院	100	106	92	82	67	58
	保護観察仮解除	100	92	79	73	58	48
	保護観察仮解除取消し	100	50	57	29	43	64

### (注) 25表参照

また、平成 30 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 1,373 人であり、前年に比べ 9.0% (136人)減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 1,332人 (終結人員総数の 97.0%)、理由なしとしたものが 41人 (同 3.0%)、その他 (申出の取下げ等)が 0人 (同 0.0%)となっている。

# Ⅱ 保護観察所

### 1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移 (Ⅱ 保護観察所 (以下記載を省略。) の3~11表参照)

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成30年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数(移送を除く。)は61,617人であり、このうち、当年開始人員は30,844人、前年繰越人員(前年から継続して保護観察中の人員)は30,773人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察(保護観察処分少年)は12,944人(開始人員の42.0%)、2号観察(少年院仮退院者)は2,146人(同7.0%)、3号観察(仮釈放者)は12,299人(同39.9%)、4号観察(保護観察付執行猶予者)は3,455人(同11.2%)、5号観察(婦人補導院仮退院者)は0人(同0.0%)となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,582人(1号観察開始人員の12.2%)、交通短期保護観察(以下「交通短期」という。)の開始人員は4,433人(同開始人員の34.2%)となっており、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は974人(4号観察開始人員の28.2%)となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、平成30年は前年に比べ5.2%(1,694人)減少している。

なお、平成 30 年における交通短期を除く開始人員 26,411 人における女子の比率は、11.6%(3,074人)であり、近年 10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

		210	- 24	AC 70 77					
	種 別	平成18年	19	20	21	22	23	24	25
	総数	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117
人	1号観察	33,576	30,554	27,169	26,094		23,580	22,557	20,811
, ,	うち, 短期	3,929	3,910	3,662	3,665	•	3,595	3,295	2,995
	うち, 交通短期	14,101	12,706	10,455	9,908	,	8,276	7,809	7,327
	2号観察	4,711	4,344	3,994			3,601	3,421	3,428
	うち, SE・SA対象者	1,433	1,351	1,174			903	896	757
	3号観察	16,081	15,832	15,840				14,700	14,623
	うち, 一部猶予	, ···	· · · ·	,	···		· · · ·	· · · ·	···
員	4号観察	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255
	うち,一部猶予	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	••••	• • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	•••	••••
	5号観察	_	_	_	_	_	_	2	_
	総数	100	93	86	82	81	77	75	72
指	1号観察	100	91	81	78	76	70	67	62
	うち,短期	100	100	93	93	93	91	84	76
	うち, 交通短期	100	90	74	70	67	59	55	52
	2号観察	100	92	85	82	82	76	73	73
	うち,SE・SA対象者	100	94	82	79	71	63	63	53
数	3号観察	100	98	99	92	90	91	91	91
	4号観察	100	93	83	82	82	76	75	73
	種別	平成26年	27	28	29	30	構成比 (%)	男	女
	総数	39,995	38,103	35,341	32,538	30,844	100.0	23,337	3,074
人	1号観察	19,599	18,202	16,304			42.0	7,599	912
	うち,短期	2,871	2,480	2,031	1,839	,	5.1	1,392	190
	うち, 交通短期	6,701	6,334	5,981	5,206		14.4	•••	•••
	2号観察	3,122	2,871	2,743	2,469		7.0	1,997	149
	うち、SE・SA対象者	697	601	477	420		1.2	347	15
	3号観察	13,925	13,570	13,260	12,760		39.9	10,828	1,471
_	うち,一部猶予	• • • •	•••	-	283		3.2	3	169
員	4号観察	3,348	3,460	3,034			11.2	2,913	542
	うち、一部猶予	•••	•••	_	248	974	3.2	813	161
	5号観察	1		_	1	_		•••	•••
	総数	68	65	60	55	52	•••	•••	•••
指	1号観察	58	54	49	43	39	•••	•••	•••
	うち, 短期	73	63	52	47	40	•••	•••	•••

42

58

33

82

68

37

52

29

79

64

31

46

25

76

77

• • •

...

...

...

...

. . .

...

うち, 交通短期

うち, SE・SA対象者

2号観察

4号観察

数 3号観察

## (2) 来日外国人の開始人員 (24 表参照)

48

66

49

87

75

45

61

42

84

77

平成30年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表の とおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

	別			1号	観察			2号観察			3号観察			4号観察	
種	別	総数	計	一般	交通	短期	計	SE·SA 対象者以外	SE·SA対象者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	Ţ	26,411	8,511	4,814	2,115	1,582	2,146	1,784	362	12,299	11,307	992	3,455	974	2,481
来日外国人		519	81	59	14	8	46	39	7	368	362	6	24	5	19
来日外国人の割	合(%)	2.0%	1.0%	1.2%	0.7%	0.5%	2.1%	2.2%	1.9%	3.0%	3.2%	0.6%	0.7%	0.5%	0.8%

<sup>(</sup>注) 1 平成 30 年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれ ない。

<sup>2 3 ~ 7</sup> 表参照

## (3) **罪名·非行名** (8~11表参照)

平成30年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は,第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では多い方から窃盗、道路交通法、傷害、2号観察では窃盗、傷害、詐欺、3号観察では覚せい剤取締法、窃盗、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法、窃盗、傷害の順となっている。

		1号観察		2号観察				3号観察		4号観察		
罪名·非行名	人員	構成比	٤(%)	人員	構成比	۲(%)	人員	構成比	公(%)	人員	構成比	(%)
総数	8,511	100.0	(100.0)	2,146	100.0	(100.0)	12,299	100.0	(100.0)	3,455	100.0	(100.0)
刑法犯	6,217	73.0	(73.5)	1,797	83.7	(82.3)	7,506	61.0	(62.3)	1,822	52.7	(66.3)
強制わいせつ・強制性交等	232	2.7	(2.4)	126	5.9	(5.3)	415	3.4	(3.3)	168	4.9	(5.8)
殺人	1	0.0	(0.1)	13	0.6	(0.7)	150	1.2	(1.2)	19	0.5	(0.7)
傷害	1,163	13.7	(14.4)	351	16.4	(17.3)	452	3.7	(3.4)	221	6.4	(8.3)
業務上過失致死傷	651	7.6	(7.5)	44	2.1	(2.1)	253	2.1	(1.9)	49	1.4	(1.9)
窃盗	2,744	32.2	(33.8)	750	34.9	(34.2)	3,751	30.5	(32.6)	870	25.2	(31.9)
強盗	45	0.5	(0.4)	101	4.7	(5.1)	488	4.0	(4.0)	60	1.7	(1.8)
詐欺	339	4.0	(2.9)	187	8.7	(7.3)	1,276	10.4	(9.8)	124	3.6	(4.8)
恐喝	184	2.2	(2.2)	101	4.7	(4.1)	56	0.5	(0.7)	24	0.7	(0.6)
暴力行為等処罰に関する法律	55	0.6	(0.5)	11	0.5	(0.6)	22	0.2	(0.2)	20	0.6	(0.8)
その他	803	9.4	(9.3)	113	5.3	(5.6)	643	5.2	(5.1)	267	7.7	(9.5)
特別法犯	2,234	26.2	(26.0)	289	13.5	(14.7)	4,793	39.0	(37.7)	1,633	47.3	(33.7)
覚せい剤取締法	14	0.2	(0.3)	49	2.3	(2.8)	3,900	31.7	(30.7)	1,215	35.2	(20.8)
道路交通法	1,478	17.4	(17.6)	148	6.9	(7.4)	394	3.2	(3.1)	132	3.8	(4.3)
毒物及び劇物取締法	4	0.0	(0.1)	1	0.0	(0.1)	27	0.2	(0.2)	16	0.5	(0.4)
その他	738	8.7	(8.0)	91	4.2	(4.3)	472	3.8	(3.8)	270	7.8	(8.1)
ぐる	60	0.7	(0.6)	56	2.6	(2.8)	•••				•••	
施設送致申請	_	_	(-)	4	0.2	(0.3)	•••	•••	•••	•••		•••

第12表 開始人員の罪名・非行名

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷,強盗・強制性交等及び同致死を,それぞれ含む。
  - 2 構成比の( )内は,前年の構成比である。
  - 3 8~11表参照

#### (4) 保護観察期間(12表参照)

平成30年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は,第13表のとおりである。種別ごとの保護観察期間を見ると,1号観察は,原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであり,20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから,保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第6表のと おり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる4号観察の期間 等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑 の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める 比率が高くなる傾向にある。

2号観察も,少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある(第 16 表以下を参照)。

第13表 開始人員の保護観察期間

				1 🗆	0. 🗆	СП	1 /T	o/r	0/5	4 /	- / <del>-</del>	- F- →	
	種	別	総数	1月	3月	6月	1年	2年	3年	4年	5年	5年を	無期
	総数		00 411	以内	以内	以内	以内	以内 5.500	以内	<u>以内</u>	以内	超える	10
			26,411	385	4,695	5,270	2,761	5,593	3,354	2,566	1,485	292	10
	1号観察		8,511	- 10	107	-	- 005	4,037	1,843	1,460	884	287	•••
	2号観察		2,146	18	137	565	335	453	368	173	93	4	•••
人		対象者以外	1,784	18	134	547	244	365	293	121	59	3	•••
	SE · SA	対象者	362	-	3	18	91	88	75	52	34	1	•••
	3号観察		12,299	367	4,558	4,705	2,400	223	27	7	1	1	10
	一部猶一		992	68	538	265	121	_	_	_	_	_	_
	入(	初度	6,549	133	1,337	2,698	2,125	219	25	4	_	1	7
員	所	2 度	2,037	81	1,044	747	155	3	2	3	_	_	2
	度 {	3 度	1,299	37	704	496	62	_	_	_	_	-	_
	数	4度以上	2,409	116	1,473	759	58	1	_	_	1	_	1
		不詳	5	_	-	5	-	_	_	-	_	-	-
	4号観察		3,455	-	-	-	26	880	1,116	926	507	•••	•••
	一部猶	予	974	_	_	_	26	840	107	1_	_	•••	•••
	総数		100.0	1.5	17.8	20.0	10.5	21.2	12.7	9.7	5.6	1.1	0.0
	1号観察		100.0	_	_	_	_	47.4	21.7	17.2	10.4	3.4	•••
構	2号観察		100.0	0.8	6.4	26.3	15.6	21.1	17.1	8.1	4.3	0.2	•••
		対象者以外	100.0	1.0	7.5	30.7	13.7	20.5	16.4	6.8	3.3	0.2	•••
成	SE · SA	対象者	100.0	_	0.8	5.0	25.1	24.3	20.7	14.4	9.4	0.3	•••
	3号観察		100.0	3.0	37.1	38.3	19.5	1.8	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
	一部猶一	予	100.0	6.9	54.2	26.7	12.2	-	-	-	-	-	-
比	入[	初 度	100.0	2.0	20.4	41.2	32.4	3.3	0.4	0.1	_	0.0	0.1
	所	2 度	100.0	4.0	51.3	36.7	7.6	0.1	0.1	0.1	_	_	0.1
	度	3 度	100.0	2.8	54.2	38.2	4.8	_	_	_	_	_	_
%	数	4度以上	100.0	4.8	61.1	31.5	2.4	0.0	_	_	0.0	_	0.0
/0	4号観察		100.0	_	_	_	0.8	25.5	32.3	26.8	14.7	•••	•••
	一部猶一	予	100.0	_	_	_	2.7	86.2	11.0	0.1	_	•••	•••

(注) 12表参照

## (5) 年齡 (20 表参照)

平成30年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は  $18 \cdot 19$  歳で 47.4% (前年は 45.0%)、2号観察は  $18 \cdot 19$  歳で 44.1% (前年は 43.3%)、3号観察は  $40\sim49$  歳で 28.8% (前年は 28.6%)、4号観察は  $40\sim49$  歳で 25.9% (前年は 22.1%) となっている。

第14表 開始人員の年齢層

<del></del>		1号観察			2号観察	
<del>'   · · · · ·   </del>	人員	構成比	(%)	人員	構成比	(%)
総数	8,511	100.0	(100.0)	2,146	100.0	(100.0)
15歳以下	1,171	13.8	(16.3)	97	4.5	(5.7)
16•17歳	3,303	38.8	(38.7)	550	25.6	(27.2)
18・19歳	4,037	47.4	(45.0)	947	44.1	(43.3)
20歳以上	_	_	(-)	552	25.7	(23.8)
年 齢		3号観察			4号観察	
	人員	構成比	(%)	人員	構成比	(%)
総数	12,299	100.0	(100.0)	3,455	100.0	(100.0)
19歳以下	_	_	(-)	4	0.1	(0.2)
20~29歳	1,629	13.2	(13.0)	777	22.5	(27.8)
30~39歳	3,120	25.4	(26.1)	851	24.6	(23.2)
40~49歳	3,540	28.8	(28.6)	895	25.9	(22.1)
50~59歳	2,288	18.6	(17.9)	527	15.3	(13.7)
60歳以上	1,722	14.0	(14.4)	401	11.6	(13.0)

(注) 1 構成比の( )内は、前年の構成比である。

2 20表参照

## 2 保護観察の終了

#### (1) 終了人員の推移等 (3~7表, 26表参照)

平成 30 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員(移送を除く。以下同じ。) 総数は 32,593 人である。種別ごとに見ると、1 号観察が 14,132 人(終了人員総数の 43.4%)、2 号 観察が 2,672 人(同 8.2%)、3 号観察が 12,388 人(同 38.0%)、4 号観察が 3,401 人(同 10.4%)、5 号観察が 0 人(同 0.0%)である。また、1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 4,599 人(1 号観察 終了人員の 32.5%)となっており、3 号観察のうち、一部猶予の終了人員は,791 人(3 号観察終了 人員の 6.4%)、4 号観察のうち、一部猶予の終了人員は、75 人(4 号観察終了人員の 2.2%)となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

100

100

別 種 平成18年 19 20 21 22 23 24 総 数 62,505 58,535 54,273 50,928 48,715 47,293 46,012 1号観察 35,766 32,641 29,370 26,928 26,090 24,969 23,678 うち, 短期 4,135 3,835 3,878 3,726 3,572 3,595 3,542 うち, 交通短期 13,356 8,902 8,064 14,878 11,318 9,818 9,538 2号観察 5,135 4,648 4,138 4,060 4,020 3,882 3,681 員 うち、SE・SA対象者 1,258 1,287 1,687 1,464 1,212 1,027 972 3号観察 16,496 16,430 16,054 15,364 14,481 14,599 14,948 うち, 一部猶予 ... ... 4号観察 3,703 5,108 4,816 4,711 4,576 4,124 3,843 うち, 一部猶予 ... ... ... . . . . . . ... . . . 2 5号観察 数 100 94 87 81 78 76 74 総 1号観察 100 91 82 75 73 70 66 指 うち、短期 100 93 94 90 86 87 86 うち, 交通短期 90 100 76 66 64 60 54 2号観察 100 91 81 79 78 76 72 数 うち、SE·SA対象者 100 87 75 76 72 61 58

100

94

97

92

93

90

88

81

89

75

91

72

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

	_ 種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
	総数	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166	32,593	100.0
	1号観察	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100	14,132	43.4
人	うち, 短期	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898	1,768	5.4
	うち, 交通短期	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516	4,599	14.1
	2号観察	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859	2,672	8.2
員	うち, SE・SA対象者	858	827	762	680	575	478	1.5
	3号観察	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876	12,388	38.0
	うち, 一部猶予		•••	•••	_	172	791	2.4
	4号観察	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330	3,401	10.4
	うち, 一部猶予		•••	•••	_	_	75	0.2
	5号観察	_	1	_	_	1	_	<u> </u>
	総数	69	67	64	61	56	52	•••
	1号観察	61	58	55	50	45	40	•••
指	うち, 短期	77	71	68	56	46	43	•••
	うち, 交通短期	49	47	43	42	37	31	•••
	2号観察	65	64	63	62	56	52	•••
数	うち, SE・SA対象者	51	49	45	40	34	28	•••
	3号観察	89	86	83	82	78	75	•••
	4号観察	69	66	67	67	65	67	

(注) 3~7表参照

3号観察

4号観察

### (2) 保護観察の終了事由 (4表, 26表参照)

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は,第16表,第17表,第19表及び第20表のとおりである。

## ア 1号観察

平成 30 年における 1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 4,599 人であり、 そのうち 4,568 人 (99.3%) が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常 3,4 か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

平成 30 年における交通短期を除く 1 号観察終了者 9,533 人の終了事由別内訳は,期間満了が 1,165 人(交通短期を除く 1 号観察終了者の 12.2%),解除が 7,080 人(同 74.3%),保護処分取消しが 1,266 人(同 13.3%), その他(死亡等)が 22 人(同 0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

年 期間満了 保護処分取消し その他 次 総数 解除 平成25年 14,333 26 11,003 1,189 2,115 26 13,782 26 人 1,305 10,567 1,884 27 13,213 10,073 1,877 21 1,242 28 11,728 8,884 1,672 11 1,161 員 29 10,584 7,940 1,476 12 1,156 30 9,533 7,080 1,266 22 1.165 平成25年 100 100 100 100 100 指 26 96 110 96 89 100 27 92 92 89 81 104 28 82 98 81 79 42 数 97 29 74 72 70 46 30 67 98 64 60 85 平成25年 100.0 76.8 8.3 14.8 0.2構 26 100.0 9.576.713.7 0.2成 27 100.0 9.4 76.2 14.2 0.2比 28 100.0 9.975.8 14.3 0.129 100.0 10.9 75.0 13.9 0.130 100.0 12.2 74.3 13.3 0.2

第 16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

(注) 26表参照

#### イ 2 号観察

平成 30 年における 2 号観察終了者 2,672 人の終了事由別内訳は、期間満了が 1,925 人(2 号観察終了者の 72.0%), 退院が 362 人(同 13.5%), 戻し収容が 5 人(同 0.2%), 保護処分取消しが 375 人(同 14.0%), その他(死亡等)が 5 人(同 0.2%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年	次	総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
	平成25年	3,354	2,189	625	15	519	6
人	26	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
員	29	2,859	2,011	431	7	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	375	5
	平成25年	100	100	100	100	100	100
指	26	99	99	102	40	95	150
	27	97	100	91	47	91	150
	28	94	98	86	53	89	183
数	29	85	92	69	47	78	117
	30	80	88	58	33	72	83
	平成25年	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
構	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
成	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
比	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
<u>~</u> %	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	14.0	0.2

(注) 26表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は,第18表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE•SA対	象者以外	SE·SA対象者		
W 1 4 FI	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	
総数	2,194	100.0	478	100.0	
期間満了	1,651	75.3	274	57.3	
退 院	227	10.3	135	28.2	
戻し収容	5	0.2	_	_	
保護処分取消し	306	13.9	69	14.4	
その他	5	0.2	_	_	

(注) 26表参照

## ウ 3号観察

平成 30 年における 3 号観察終了者 11,597 人の終了事由別内訳は,期間満了が 11,051 人(3 号観察終了者の 95.3%),不定期刑終了が 0 人,仮釈放取消しが 513 人(同 4.4%),停止中時効完成が 1 人(同 0.0%),その他(死亡,恩赦等)が 32 人(同 0.3%)である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年	次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
	平成25年	14,751	14,053	_	646	6	46
人	26	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	_	660	6	41
	28	13,506	12,822	_	627	6	51
員	29	12,876	12,268	_	560	5	43
	30	12,388	11,818	_	534	1	35
	平成25年	100	100	_	100	100	100
指	26	96	96	0.0	101	100	91
	27	93	93	_	102	100	89
	28	92	91	_	97	100	111
数	29	87	87	_	87	83	93
	30	84	84	_	83	17	76
	平成25年	100.0	95.3	_	4.4	0.0	0.3
構	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
成	27	100.0	94.9	_	4.8	0.0	0.3
比	28	100.0	94.9	_	4.6	0.0	0.4
%	29	100.0	95.3	_	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.4	_	4.3	0.0	0.3

(注) 26表参照

#### 工 4号観察

平成 30 年における 4 号観察終了者 3,401 人の終了事由別内訳は,期間満了が 2,533 人(4 号観察終了者の 74.5%),刑の執行猶予の取消しが 749 人(同 22.0%),その他(死亡等)が 119 人(同 3.5%)である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき(4号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき)に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 30 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 749 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 672 人(刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 89.6%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が 70 人(同 9.3%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 8 人(同 1.1%)である。

第20表 4号観察終了者の終了事由別人員の推移

<del></del>	下 次	総数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
	平成25年	3,521	2,577	829	115
人	26	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
	28	3,424	2,454	849	121
員	29	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
	平成25年	100	100	100	100
指	26	96	93	102	117
	27	97	95	105	97
	28	97	95	102	105
数	29	95	94	100	79
	30	97	98	90	103
	平成25年	100.0	73.2	23.5	3.3
構	26	100.0	71.0	25.0	4.0
成	27	100.0	71.4	25.4	3.2
比	28	100.0	71.7	24.8	3.5
<u>~</u> %	29	100.0	72.5	24.8	2.7
,°°	30	100.0	74.5	22.0	3.5 p

(注) 26表参照

## 3 保護観察の係属(3~7表参照)

#### (1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

	種 別	平成18年	19	20	21	22	23	24
	総数	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837
	1号観察	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533
人	うち, 短期	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029
	うち, 交通短期	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492
	2号観察	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573
	うち, SE・SA対象者	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445
員	3号観察	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740
	うち, 一部猶予		•••	•••	•••	•••	•••	•••
	4号観察	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991
	うち, 一部猶予		•••	•••	•••	•••	•••	•••
	5号観察	_		_				
	総数	100	93	87	83	80	77	73
	1号観察	100	92	84	81	79	74	70
指	うち,短期	100	103	94	91	95	93	83
	うち, 交通短期	100	87	69	71	70	57	51
	2号観察	100	95	92	89	86	82	77
数	うち, SE・SA対象者	100	95	91	84	75	70	66
	3号観察	100	92	89	82	82	82	79
	4号観察	100	95	89	83	80	77	74_

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

	4 万 戦分	100	30	0.0	00			
	種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
	総数	39,652	37,990	36,098	33,395	30,773	29,019	100.0
	1号観察	18,663	17,480	16,107	14,465	12,834	11,644	40.1
人	うち,短期	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138	950	3.3
	うち, 交通短期	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597	1,431	4.9
	2号観察	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262	2,736	9.4
	うち、SE・SA対象者	1,343	1,211	1,052	851	699	582	2.0
員	3号観察	5,614	5,364	5,184	4,937	4,822	4,733	16.3
	うち, 一部猶予	•••	•••		_	111	312	1.1
	4号観察	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855	9,906	34.1
	うち, 一部猶予	•••	•••	•••	_	248	1,146	3.9
	5号観察	_	_	_	_	_	_	_
	総数	71	68	65	60	55	52	•••
	1号観察	67	63	58	52	46	42	•••
指	うち, 短期	76	74	60	49	47	39	•••
	うち, 交通短期	51	45	44	39	33	30	•••
	2号観察	78	75	69	62	55	46	•••
数	うち、SE・SA対象者	61	55	48	39	32	27	•••
	3号観察	77	73	71	68	66	65	•••
	4号観察	73	72	73	70	67	67	•••

<sup>(</sup>注) 3~7表参照

## (2) 保護観察中の者の状態別人員

平成30年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は,第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に 定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観 察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて 所在調査を継続するためである。

租	<b></b> 別	総数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
	総数	29,019	-5.7	28,038	2	136	273	570
人	1号観察	11,644	-9.3	11,446	2		67	129
	2号観察	2,736	-16.1	2,658	•••		21	57
員	3号観察	4,733	-1.8	4,546	•••		102	85
	4号観察	9,906	0.5	9,388	•••	136	83	299
構	総数	100.0	•••	96.6	0.0	0.5	0.9	2.0
成	1号観察	100.0	•••	98.3	0.0	•••	0.6	1.1
比	2号観察	100.0	•••	97.1	•••		0.8	2.1
%	3号観察	100.0		96.0	•••		2.2	1.8
<del></del>	4号観察	100.0		94.8	•••	1.4	0.8	3.0

第22表 平成30年末現在保護観察中の者の状態別人員

(注) 3~7表参照

#### **4 保護観察中の犯罪・非行** (31 表, 44 表参照)

平成30年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者(以下その比率を「再処分率」という。)は、第23表のとおりである(なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照)。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が26.8%(前年は28.8%),2号観察が20.4%(同20.1%), 1号観察が16.5%(同17.2%),3号観察が0.3%(同0.3%)の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について,種別ごとの処分の構成比を見ると,1号観察では少年院に送致された者が48.9%,再び1号観察に付された者が39.1%,罰金に処せられた者が5.6%,2号観察では再び少年院に送致された者が63.1%,1号観察に付された者が30.7%,3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が0.0%,罰金に処せられた者が36.7%,4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が69.8%,罰金に処せられた者が13.4%となっている。

		保護観察			保	·護観察中(	の犯罪・非行	テにより処ク	うを受けた者	<b>≠</b>			再処分率
, 	锺 別	終了者 (A)	計 (B)	全部実刑	惣役・禁錮 一部猶予		少年院 送 致	1号 観察	罰金	拘留 • 科料	起訴猶予	その他	(B) —×100 (A)
	総数	27,994	3,058	659	39	65	1,112	783	238	9	150	3	10.9
人	1号観察	9,533	1,574	21	1	58	769	616	88	1	17	3	16.5
	2号観察	2,672	544	3	_	7	343	167	17	_	7	_	20.4
員	3号観察	12,388	30	-	_	_	-	_	11	2	17	_	0.2
	4号観察	3,401	910	635	38	_	_	_	122	6	109	_	26.8
構	総数		100.0	21.6	1.3	2.1	36.4	25.6	7.8	0.3	4.9	0.1	•••
成	1号観察		100.0	1.3	0.1	3.7	48.9	39.1	5.6	0.1	1.1	0.2	•••
比	2号観察		100.0	0.6	-	1.3	63.1	30.7	3.1	_	1.3	_	
%	3号観察		100.0	-	_	_	-	_	36.7	6.7	56.7	_	•••
	4号観察	•••	100.0	69.8	4.2	_	_	_	13.4	0.7	12.0	_	•••

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の 決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の 犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44 表参照

平成 30 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は,第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、毒物及び劇物取締法(66.7%)、窃盗(22.6%)、2号観察では、窃盗(25.1%)、毒物及び劇物取締法(25.0%)及び施設送致申請(25.0%)の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、毒物及び劇物取締法(60.0%)、覚せい剤取締法(36.2%)の順で再処分率が高くなっている。

 罪名・非行名	1 -	  	2 5	子観察	35	子観察	4-1	 
# 4 * # 1	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	9,533	16.5	2,672	20.4	12,388	0.2	3,401	26.8
刑法犯	6,967	18.1	2,248	20.9	7,554	0.3	2,420	25.8
強制わいせつ・強制性交等	222	6.3	136	11.0	427	0.5	168	20.2
殺人	7	_	21	4.8	171	_	27	7.4
傷害	1,371	14.3	455	20.0	410	0.5	353	18.1
業務上過失致死傷	695	_	60	_	239	_	95	_
窃盗	3,234	22.6	973	25.1	3,824	0.3	1,112	32.9
強盗	45	17.8	134	5.2	473	0.2	62	8.1
詐欺	242	12.8	189	12.7	1,275	0.2	150	23.3
恐喝	204	16.2	111	22.5	69	_	53	32.1
暴力行為等処罰に関する法律	56	16.1	14	14.3	25	_	31	25.8
その他	891	26.6	155	38.7	641	0.5	369	25.5
特別法犯	2,495	12.1	347	16.1	4,834	0.2	981	29.1
覚せい剤取締法	26	11.5	64	9.4	3,922	0.2	520	36.2
道路交通法	1,717	11.9	180	17.8	395	_	175	14.9
毒物及び劇物取締法	3	66.7	4	25.0	26	_	15	60.0
その他	749	12.6	99	17.2	491	0.2	271	22.9
ぐ犯	71	18.3	69	24.6				
施設送致申請	_	_	8	25.0	•••	•••	•••	•••

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

- (注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
  - 2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷,強盗・強制性交等及び同致死を,それぞれ含む。
  - 3 31表,44表参照

#### 5 生活環境の調整の実施状況 (54~56 表参照)

平成30年において,全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は,第25表のとおりである。

開始人員(身上調査書等の受理,地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者 又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との 間の移行は含まれない。以下同じ。)の総数は38,473人であり,前年に比べ2,696人(6.5%)減少して いる。内訳を見ると,受刑者が35,344人で2,534人(6.7%)減少し,少年院在院者は3,129人で160人 (4.9%)減少し、婦人補導院在院者は0人(前年2人)となっている。

終了人員(少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。)は 41,122 人であり,前年に比べ 2,527 人(5.8%)減少している。内訳を見ると,受刑者が 37,876 人で前年に比べ 2,117 人(5.3%)減少し,少年院在院者は 3,246 人で前年に比べ 408 人(11.2%)減少している。婦人補導院在院者は 0人(前年 2人)である。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 36 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 217 人である。

等 終 開 前年から 身 上 求生活 要調整 SE·SA対象者又は SE·SA対象者又は 年末現在 種 別 事項等 繰越し 総 数 SE·SA対象以外 総 数 終了 SE·SA対象以外 継続中 通知書 調査書 環境調整 から移行 に移行 総 数 47,269 38,473 38,150 259 41,122 41,122 44,620 64 受 ŦΊ 者 45,115 35,344 35,027 64 253 37,876 37,876 42,583 少年院•婦人補導院在院者 3,129 3,123 3,246 2,037 2,154 3,246

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

#### (注) 54~56表参照

## 6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

#### (1) **更生緊急保護の申出人員**(57表参照)

平成 30 年において,全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 9,916 人であり,前年に比べ 329 人(3.2%)減少している。内訳を見ると,刑の執行終了が 6,760 人(前年比 369 人(5.2%)減),刑の執行猶予が 1,165 人(同 11 人(1.0%)減),起訴猶予が 1,313 人(同 59 人(4.7%)増),罰金・科料が 460 人(同 17 人(3.6%)減),労役場出場者・仮出場者が 174 人(同 15 人(9.4%)増),少年院退院者・仮退院者が 44 人(同 6 人(0.1%)減)となっている。

#### (2) 自庁保護の実施状況 (58 表参照)

最近6年間の自庁保護実施人員(全国の保護観察所が直接,補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員)の推移は,第26表のとおりである。

平成 30 年において,自庁保護実施人員の総数は 12,908 人であり,前年に比べ 517 人 (3.9%)減少している。内訳を見ると,補導援護・応急の救護が 5,644 人 (実施人員総数の 43.7%)で前年に比べ 179 人 (3.1%)減少しており,更生緊急保護が 7,264 人 (実施人員総数の 56.3%)で前年に比べ 338 人 (4.4%)減少している。

	種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
١.	総数	15,681	14,763	14,211	13,819	13,425	12,908	100.0
八員	補導援護・応急の救護	6,237	6,179	6,157	6,156	5,823	5,644	43.7
只	更生緊急保護	9,444	8,584	8,054	7,663	7,602	7,264	56.3
指	総数	100	94	91	88	86	82	•••
数	補導援護・応急の救護	100	99	99	99	93	90	•••
奴	更生緊急保護	100	91	85	81	80	77	•••

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

- (注) 1 1人について2以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。
  - 2 58表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると,宿泊が29人(前年比4人(0.16%)増),食事給与が546人(同125人(18.6%)減),衣料給与が1,508人(同9人(0.6%)減),医療援助が27人(同1人(3.8%)減),旅費給与が566人(同84人(12.9%)減),一時保護事業を営む者へのあっせんが2,933人(平成28年6月から集計)となっている。

なお,同一人に対する2以上の保護の措置は,措置別にそれぞれ計上されている。

## (3) 委託保護の実施状況 (59表,65表,67表参照)

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

平成 30 年において,更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の実施人員の総数は 11,263 人であり,前年に比べ 381 人 (3.5%) 増加している。このうち,前年から引き続いて実施した人員は 1,916 人 (総数の 17.0%) であり,平成 30 年に新たに開始した人員は 9,347 人 (同 83.0%) である。また,新たに開始した者について,委託先別の内訳を見ると,更生保護施設委託が 7,884 人,それ以外への委託が 1,463 人であり,更に更生保護施設委託のうち,補導援護・応急の救護が 4,630 人,更生緊急保護が 3,254 人であり,それ以外への委託のうち,補導援護・応急の救護が 447 人,更生緊急保護が 1,016 人である。

また、平成 30 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の終了人員の総数は 9,221 人で、前年に比べ 256 人 (2.9%) 増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,817 人、それ以外への委託が 1,404 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,518 人、更生緊急保護が 3,299 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 446 人、更生緊急保護が 958 人である。

	種 別	平成25年	26	27	28	29	30	構成比(%)
Λ	総数	11,241	11,391	11,579	11,644	10,882	11,263	100.0
員	補導援護・応急の救護	6,434	6,482	6,604	6,555	6,170	6,276	55.7
只	更生緊急保護	4,807	4,909	4,975	5,089	4,712	4,987	44.3
指	総数	100	101	103	104	97	100	•••
数	補導援護・応急の救護	100	101	103	102	96	98	•••
奴	更生緊急保護	100	102	103	106	98	104	•••

第27表 委託保護実施人員の推移

(注) 59表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち, 更生緊急保護の終了者 4,257 人の区分別の宿泊保護日数は, 第 28 表のとおりである。

<b>数マ</b> ≯は八	総数	5日	10日	20日	1月	2月	3月	6月
終了者区分		以内	以内	以内	以内	以内	以内	以内
総数	4,257	507	278	447	322	610	532	1,561
人 刑の執行終了者	2,601	290	162	196	211	394	365	983
刑の執行猶予者	619	79	48	162	36	67	56	171
うち, 一部猶予者	_	_	_	_	_	_	_	_
起訴猶予者	727	99	45	55	51	107	72	298
罰金受刑者・科料受刑者	220	30	18	24	16	34	27	71
員 労役場出場者・仮出場者	55	5	2	6	4	6	7	25
少年院退院者•仮退院者	35	4	3	4	4	2	5	13
総数	100.0	11.9	6.5	10.5	7.6	14.3	12.5	36.7
刑の執行終了者	100.0	11.1	6.2	7.5	8.1	15.1	14.0	37.8
構 刑の執行猶予者	100.0	12.8	7.8	26.2	5.8	10.8	9.0	27.6
成 うち,一部猶予者	_	_	_	_	_	_	_	_
比 起訴猶予者	100.0	13.6	6.2	7.6	7.0	14.7	9.9	41.0
	100.0	13.6	8.2	10.9	7.3	15.5	12.3	32.3
%	100.0	9.1	3.6	10.9	7.3	10.9	12.7	45.5
少 少年院退院者・仮退院者	100.0	11.4	8.6	11.4	11.4	5.7	14.3	37.1

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

(注) 67表参照

宿泊供与の委託終了者のうち,更生緊急保護の終了者 4,257 人の入所事由は第 29 表のとおりである。 入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 79.6%,次に、親族が引受けを拒否が 9.4%、親族と同居を望まずが 8.4%の順となっている。

第29表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分	総数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
総数	4,257	3,389	399	357	43	69
人 刑の執行終了者	2,601	2,057	236	236	21	51
刑の執行猶予者	619	485	71	45	10	8
うち, 一部猶予者	_	_	_	_	_	_
起訴猶予者	727	602	57	53	7	8
罰金受刑者·科料受刑者	220	186	15	13	4	2
員 労役場出場者·仮出場者	55	49	5	1	_	_
少年院退院者•仮退院者	35	10	15	9	1	
総数	100.0	79.6	9.4	8.4	1.0	1.6
刑の執行終了者	100.0	79.1	9.1	9.1	0.8	2.0
構 刑の執行猶予者	100.0	78.4	11.5	7.3	1.6	1.3
成 うち, 一部猶予者	_	_	_	_	_	_
比 起訴猶予者	100.0	82.8	7.8	7.3	1.0	1.1
△ 罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.5	6.8	5.9	1.8	0.9
%	100.0	89.1	9.1	1.8	_	_
○ 少年院退院者・仮退院者	100.0	28.6	42.9	25.7	2.9	

#### (注) 65 表参照

平成30年末現在委託保護中の人員の総数は2,042人で,前年に比べ125人(6.5%)増加しており,委託先別の内訳を見ると,更生保護施設委託が1,697人,それ以外への委託が345人となっている。また,更生保護施設委託(1,697人)のうち,補導援護・応急の救護が1,182人(構成比69.7%) 更生緊急保護が515人(同30.3%)となっている。

## 7 生活環境調査事件,生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況 (69~72 表参照)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査,生活環境調整及び精神保健観察の各事件について,同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 30 年末までの処理状況の推移は,第 30 表から第 32 表までのとおりである。

年 次 開始件数 終結件数 年末現在係属件数 平成17年 (-)(-)(-)131 75 56 (12)(9)(3)18 378 359 75 (9)19 449 432 (11)92 (1) (9)(2)20 398 410 (8) 80 (9)(9)(2)21 315 330 65 22 389 (17)382 (15)72 (4)(19)23 431 (16)413 90 (1) 24 (20)375 403 (19)62 (2)(8) (8) (2)25 396 387 71 (11)(13)70 (-)26 367 368 27 339 (13)351 (10)58 (3)

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

5,026

362

388

308

28

29

30

累計

2 () 内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

(13)

(20)

(13)

(167)

67

83

56

(1)

(2)

(4)

353

372

335

4,970

(11)

(21)

(15)

(171)

<sup>(</sup>注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終結件数	年末現在係属件数	
平成17年	47	(-)	47	
18	191	32	206	
19	253	99	360	
20	259	145	474	
21	210	215	469	
22	246	186	529	
23	280	167	642	
24	263	237	668	
25	276	202	742	
26	267	239	770	
27	261	303	728	
28	243	246	725	
29	277	246	756	
30	246	264	738	
累計	3,319	2,581		

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
  - 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開始	件 数	終結件数		年末現在係属件数		
平成17年	19	<->	_	<->	19	<->	
18	108	<28>	5	<->	122	<28>	
19	148	<73>	23	<b>&lt;</b> 5>	247	<96>	
20	175	<114>	58	<17>	364	<193>	
21	217	<166>	116	<37>	465	<322>	
22	213	<151>	154	<85>	524	<388>	
23	180	<140>	174	<119>	530	<409>	
24	226	<188>	206	<162>	550	<435>	
25	203	<165>	197	<144>	556	<456>	
26	234	<203>	200	<151>	590	<508>	
27	287	<254>	210	<173>	667	<589>	
28	239	<204>	220	<183>	686	<610>	
29	236	<205>	257	<222>	665	<593>	
30	257	<232>	266	<238>	656	<587>	
累 計	2,742	<2,123>	2,086	<1,536>			

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
  - 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
  - 3 〈 〉内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

# Ⅲ 恩赦

# 1 常時恩赦の受理人員 (Ⅲ 恩赦 (以下記載を省略。)の1表参照)

平成30年において、常時恩赦の受理人員総数は79人で、前年に比べ30人(27.5%)減少している。 受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員(前年からの繰越人員)が39人、新受人員が40人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが24人(前年37人)、刑事施設からが9人(同8人)、検察庁からが7人(同4人)となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦(常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。)及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

構成比 対前年比 上申庁等 人員 (%) (%) 79 -27.5 100.0 数 受 旧 39 -35.049.4 受 50.6 新 40 -18.4保護観察所 30.4 24 -35.1刑事施設 9 12.5 11.4 検察庁 7 75.0 8.9

第33表 常時恩赦の受理人員

## 2 常時恩赦の既済人員(1表参照)

平成30年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は 55 人で,前年に比べると 15 人 (21.4%)減少している。これを既済事由別に見ると, 恩赦相当が 19 人 (既済人員総数の 34.5%), 恩赦不相当が 32 人 (同 58.2%)となっている。

	総数		相					
上申庁		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権	不相当	その他
総数	55	19	_	_	3	16	32	4
人 保護観察所	34	15	_	_	2	13	17	2
員 刑事施設	14	_	_	_	_	_	12	2
<u> </u>	7	4	_	_	1	3	3	<u> </u>
機総数	100.0	34.5	_	_	5.5	29.1	58.2	7.3
保護観察所	100.0	44.1	_	_	5.9	38.2	50.0	5.9
҈ 刑事施設	100.0	_	_	_	_	_	85.7	14.3
検察庁	100.0	57.1	_	_	14.3	42.9	42.9	_

第34表 常時恩赦の既済状況

(注) 1表参照

<sup>(</sup>注) 1表参照